

司研宿泊棟における入国待機者の受入れについて

(職員等説明メモ)

R3.12.10 司研総務課

司研職員及び出入り業者に対し、次のとおり説明する。

※ 修習生について

現在修習生の入寮者はいない（集合修習がオンライン方式で実施されているため）が、第75期A班のうち即日起案のために司研に参集する修習生（約370名）については、入国待機者受入れ後の直後の参集日（12月15日を想定）に説明（極簡単に、①司研の一部で受け入れを行っていること、②修習生は決められた即日起案会場である西館を範囲で行動されたいこと、③即日起案には、何ら影響がないので安心して起案に専念されたいこと）を行う。

【基本説明】

厚生労働省から最高裁判所に要請があり、12月11日（土）から、オミクロン株の発生を受けた今般の水際対策の強化に伴い、入国に際して一定期間待機施設における待機を求められる者（以下「入国待機者」という。）を、司法研修所のいずみ寮B棟（使用可能な寮室数151）に受け入れることとなりましたので、お知らせします。

受け入れ対象の入国待機者は、海外から日本に向けて出発するに際して検査を行った結果が陰性、更に成田及び羽田空港到着時の検査においても陰性となった方になります。

なお、入国待機者の受入れに際しては、いずみ寮B棟の周辺を立入禁止とする措置を取ります。入国待機者等は北門（樹林公園側）を利用して入退構ことになりますが、これに合わせて司法研修所敷地内の門扉等の開閉時間を変更しますので、御理解と御協力をお願いします。

立入禁止区域及び司法研修所敷地内の門扉等の開閉時間は別添のとおりです。

具体的には、現在、平日は、[REDACTED]し
ているので、同時刻以後は、[REDACTED]を通じて
[REDACTED]から退構してもらっていますが、変更後は、[REDACTED]までは[REDACTED]
[REDACTED]を通じて[REDACTED]から退構することが可能となります。なお、[REDACTED]
[REDACTED]に退構する場合は、これまでどおり[REDACTED]から庁舎外
に出てもらうことになりますが、[REDACTED]ではなく[REDACTED]に回って[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]を利用して退構してください。

また、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]。

閉庁日についても、平日の運用と同様に、[REDACTED]
[REDACTED]しますので、閉庁日に登庁する際は、[REDACTED]
[REDACTED]ではなく、[REDACTED]を利用してしてください。

その他、この機会に合わせて、職員用自転車置場を現在のグラウンド
脇から東館正面玄関脇に移動させることとします。

以上

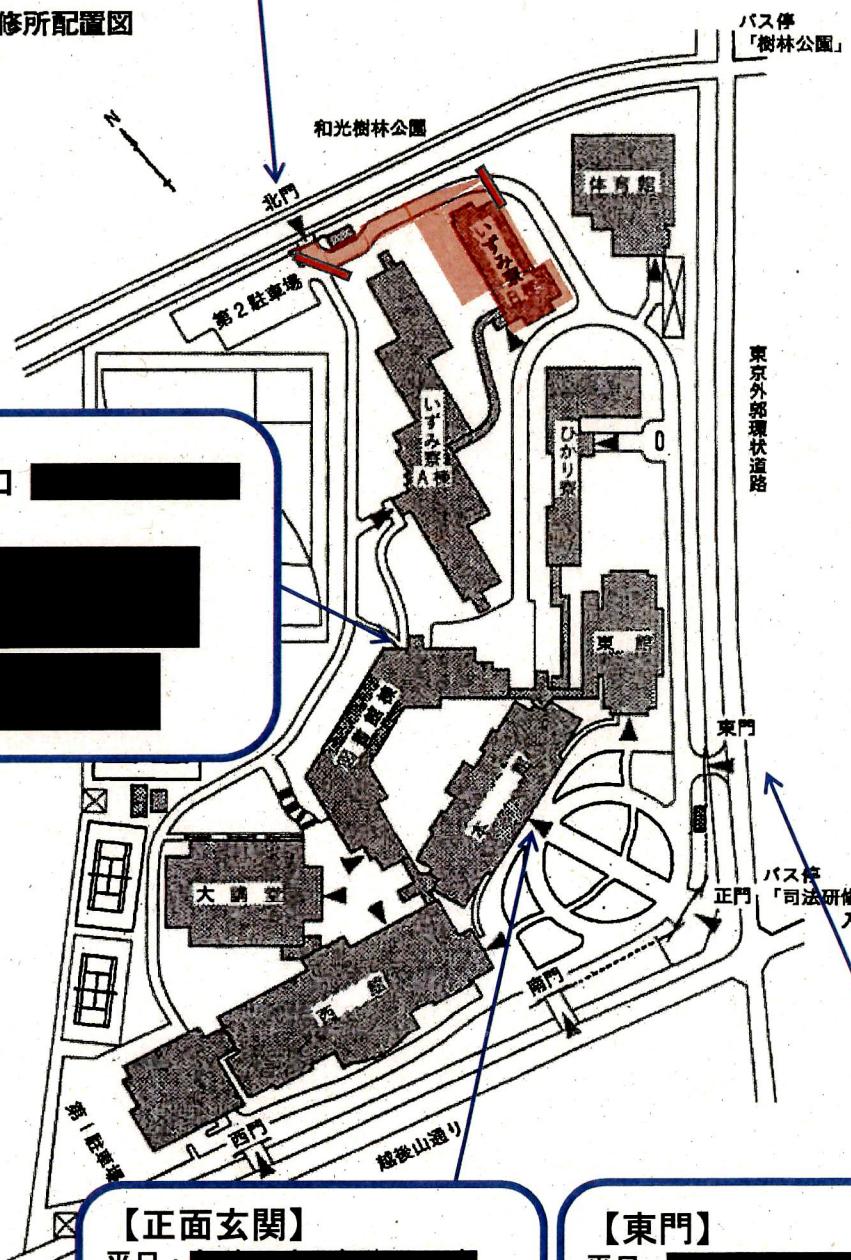
門扉の開閉時間等について

・立入禁止エリア

【北門】

平日： [REDACTED]
休日： [REDACTED]

司法研修所配置図



図書館棟入口

[REDACTED]
平日： [REDACTED]
休日： [REDACTED]

【正面玄関】

平日： [REDACTED]
休日： [REDACTED]

【東門】

平日： [REDACTED]
休日： [REDACTED]